誓約書

参政党 殿

私はこの度、参政党公認候補者の公認選考の応募にあたり、以下の点について了承し、遵守します。

（※以下の事項に☑記入のこと）

☐ 公認候補者としての自覚と責任をもって、積極的・意欲的に活動するとともに、支部や党員からの協力が得られるよう誠実に活動します。

☐ 公認候補として、選挙事務所を開設し、選挙カーを調達します。

☐ 公認候補として、社会人としての良識と共に、公認議員として積極的に活動していくこととします。

☐ 参政党所属議員となった場合は、議員歳費の10%（国会議員・都道府県議員・市区議員）または5%（町村議員）を基準として決定された額を党に納めます。

☐ 供託金を党本部または党支部から借入する場合、もしくは党本部や党支部が供託を代行していた場合、選挙後に自身の口座に供託金が返還された際には、党本部の指示に従って速やかに返済ないし返還をします。

☐ 党のルールを理解し、党本部の指示があった場合には速やかに対応します。

☐ 誓約内容を守れなかった場合や、党の信用を著しく傷つける行為があった場合には、公認取り消しや離党勧告等があることを理解します。

☐ 出馬を取りやめる場合や、党の公認候補ではない形で出馬する場合は、公認料を受け取っている場合はこれを速やかに返還し、公認候補として認められた優遇施策についても辞退いたします。

☐ 公認の有無にかかわらず、党や選挙に関する機密情報や個人情報を部外者へ漏洩しません。

☐ 党や支部を通じて取得した情報や名簿及び名簿管理アプリで登録した名簿は、党に帰属することを理解し、持ち出しをしないことを約束します。

☐ 参政党所属議員となった場合は、党務を最優先します。
※但し、議会公務は党務より優先する。
【党務】

議員団会議・・・・月に一度開催する本部主催の議員団会議
議員団勉強会・・・本部主催の議員団勉強会
その他党が定めるもの

□　下記の行動指針を理解し、党員の模範となり、実践します。

参政党党員 行動指針
一、党員であることに誇りを持ち、常に公正かつ誠実な言動をすること
二、党の理念及び綱領を尊重し、党規約及び党員規約を遵守すること
三、個人の利益に偏することなく、党全体の利益を優先すること
四、党の活動で知り得た内部情報を漏洩せず、目的外に利用しないこと
（党を離れた場合であっても同様）
五、法や社会道徳を守り、良識をもって行動し、党のイメージや国民の信頼を損なわないこと

□　党の方針により、公認取り消しがあることを了承します。

□　離党する時は、党に離党届及び離党誓約書を提出し、党の承認を得なければ離党とならないことを理解し（党員規約第５条３項）、ボードの承認前に離党した等と公表しないことを約束します。

□　離党する場合、党の活動で知り得た内部情報を漏洩せず、破棄することを理解します。

□　参政党は、党員の声を吸い上げて、選挙方針を含む党の方針は党本部で決定する組織政党であることを十分理解します。

以上

年　　月　　日

自署　　印